

## 事例①住民が買い取った例

### 財団法人柿田川みどりのトラスト

JR東海道線の三島駅にほど近いところで、富士山の湧水が日量100万トンも噴き出す柿田川の清流を護っている団体。

上流部の開発や原生林の伐採のために湧水量が目に見えて減り、河畔が荒れていくのを心配して、1975年から土地所有者や行政に保全を訴え続けましたが、厚い壁は動かず、自然破壊のスピードに追いつけません。最後の手段として自分たちで土地を所有するトラスト運動に取り組む覚悟を決め、1988年、最重要部を買い取るための資金1億5千万円を目標に募金活動を開始しました。

ところが、県と地元の町が都市公園化の構想をたてて土地買収に乗り出し、これがこの団体の大きな悩みとなりました。自然の状態をできるだけ改変したくない、壊れやすい部分への観光客の踏み込みも心配だと考えると、この公園化計画にはとうてい乗れません。

しかし、土地を買い取ろうとすると、価格が競合する上に、自治体に売ると譲渡益が5千万円まで非課税なのに対して、一般の公益法人であるトラスト団体に売ると譲渡所得税がかかる、という、地権者の税金の問題もトラスト団体側にとってたいへん不利でした。

数多い地権者を一人ひとり何回となく訪れ、保全の必要を根気よく訴え続けた結果、ようやく二人から最も重要な河畔林と湿地2,053m<sup>2</sup>を譲ってもらうことができ、さらに別の2箇所772m<sup>2</sup>を借り受けて、ようやく柿田川の自然があるがままに保全できるようになりました。その10年余りの間に、募金の額も1億円を超えたのです。

柿田川みどりのトラストは、市民が募金だけで土地を買い取った数少ない事例で、「筆舌に尽くせない」その苦労は、まさに先駆団体の貴重な体験です。

## 事例②NPO法人と行政との連携

### NPO法人赤目の里山を育てる会 NPO法人蔵王のブナと水を守る会

この二つの会は、NPO法制定後の早い時期に認証を申請し、ともに県内(三重、宮城)第1号のNPO法人となりました。

三重県名張市の「赤目の里山を育てる会」は、4,000m<sup>2</sup>の里山を保有し、その生態系を保全するばかりでなく、そこを優れた自然教育と福祉の場として広く公開し、活用しています。

また、「蔵王のブナと水を守る会」は宮城県白石市の南蔵王山麓で、ブナの原生林を伐採から守り、中腹部の荒地をもとの森に復元するという運動を進め、1999年 競売の土地6,900m<sup>2</sup>を取得しました。

三重県と宮城県ではNPO法施行のための条例をつくる際に、市民サイド、とりわけさまざまな分野で活動するNGOを交えた研究会でその枠組みを決めたのですが、「赤目の里山を育てる会」も「蔵王のブナと水を守る会」もそれぞれの県でこれに参加しており、このことはその後の活動を進める上で効果を現しています。蔵王では、法人化後に、買い取る土地を市との共有にするという珍しい形が実現しました。

昨今、行政とのパートナーシップということがしきりに言われますが、そのメリットとして、蔵王のブナと水を守る会がトラスト地に関わる地方税(固定資産税)の減免を申請して認められたことなども挙げられます。こうしたこととは、将来、トラスト運動に関わる税制を整備する上で役に立ちそうです。

赤目、蔵王はともに行政を活用した事例で、まだあまり一般的とはいえないですが、柿田川から10年、とくにNPO法以後、自治体の意識をはじめ、運動を取り巻く状況は一変した観があります。

### 事例③ 行政の応援団 小網代の森を守る会

神奈川県三浦市の、関東で唯一の森と干潟と海がセットで集水域生態系をなす70haに及ぶ広大な森を守っています。

1980年代後半のゴルフ場開発に反対していた市民グループですが、小網代の森は、広大な土地であり、取得するには膨大な費用がかかることが見込まれたため、はじめから取得することは無理だと考えていました。その代わりに、県の「かながわトラストみどり基金」によるトラスト緑地にしてもらおうと、あらゆる手段で訴え続けたのです。

「かながわのナショナル・トラスト運動」の応援団に徹するという方針を固めた会は、基金への寄付と、(財)かながわトラストみどり財団の会員を増やすことを活動の中に組み入れ、この緑地が県民にとって本当に大切な、他に誇れる場所であることを森から発信し続けています。

アカテガニをはじめ30種類以上のカニの棲み分けが観察されるような、豊かな生態系の状態をしっかりと把握して守り、クリーンアップ作戦でいつもきれいに保ち続けることがこの会の活動です。慶應大学の生物学教室(岸由二教授)による本格的な生物相調査で、このフィールドの学術的価値も明らかにされました。

神奈川県は1995年、小網代の森を保全する構想を三浦市に提示し、地元の理解を得て保全を進めることとしました。その後「かながわトラストみどり基金」などによる買入れや(財)かながわトラストみどり財団の保全契約が進められ、保全は確実なものになりつつあります。

現在、小網代の森を守る会は、NPO法人小網代野外活動調整会議の一員として、神奈川県や(財)かながわトラストみどり財団とともに保全活動を進めています。平成19年度には、(財)かながわトラストみどり財団のトラスト緑地保全支援事業の対象として植生調査などを行っています。「応援団」と位置づけたトラスト活動。直接の土地取得が不可能な場所では、行政などを力を合わせたこんな方法も取れるという一例です。

### 事例④ 個人所有者の相続資産 関さんの森を育む会

千葉県松戸市に住む関美智子さんのお父さんが二十数年間、「子どもの森」と名づけて近所の子どもたちに開放していた土地です。

1994年、お父さんが亡くなって相続問題が持ち上がり、都市計画法の市街化区域にあたるため、路線価格で算出された相続税は予想以上の高額になることがわかりました。物納すれば森の状態で守れない可能性があります。関さんは、父が愛した森を何とか残したかったのですが、市とのやりとりは「このままの姿で森を残す」のが難しいという感触でした。

思案するうち関さんは、ナショナル・トラストという言葉を知り、相談相手の会計事務所を通じて(社)日本ナショナル・トラスト協会に問い合わせた結果、特定公益増進法人、すなわち、そこに遺贈するとその分の相続税が免除されるという資格を持つ自然保護団体に遺贈しては、というアドバイスを得ました。

関さんは、このいわゆる「特増」資格を持つ自然保護団体の幾つかに相談を持ちかけたのですが、ここで問題になったのは維持管理の費用です。せっかく遺贈を受けてもそれを持ち続けることが困難なため、ちゅうちょする団体が多いなかで、最終的に特増法人である(財)埼玉県生態系保護協会が遺贈を受け取りました。いまでは「関さんの森を育む会」ができて、関さん自身も代表を務め、20人ほどの登録ボランティアがふだんの維持管理にあたっています。そして森は、都市の子どもたちの貴重な環境教育の場となりました。

「こういう緑を公共のもの、みんなの財産として確実に残せる制度を整備してほしい。市民が一生懸命守っていこうとしているのだから、行政のさらなるバックアップが必要。」と関さんは考え続けています。

## 事例⑥ 住民と行政が一体で歴史景観を保存 財団法人妻籠を愛する会

長野県木曽谷の妻籠宿は古くから中山道の宿場町として知られ、歴史を経た建物が軒を並べて現在に至っています。

1968年に国道である中山道の改良拡幅計画が起きたことから、地域の歴史的な町並みや自然環境を守ろうという運動が始まりました。ちょうど長野県の明治百年記念事業が策定され、その一つとして町並みの調査と保存工事が行われたことから、住民(妻籠を愛する会)と行政(南木曽町)が協力してこの運動を地域の活性化に結びつける動きが生まれたのです。

住民は「妻籠宿を守る住民憲章」を定め、南木曽町はこれを尊重する「妻籠宿保存地区保存条例」を制定して、文字通り住民・行政一体の活動を続けてきました。このような手法は前例がなく、住民の理解を得るために町の苦労は並大抵ではありませんでしたが、やがて期待通り運動が町の活性化につながりました。その結果、妻籠宿が観光地として一躍脚光を浴びるようになったことはよく知られています。さらに1983年に、町並みだけでなく、周辺の自然環境と景観も保全し末永く継承していく目的で、財団法人が設立されました。

この運動の特徴は、町並みを全体として保存するということで、中には当然これに反対する住民もいなくはなかったのですが、そういう人を仲間はずれにせず、住民全員が会員になるという組織をつくったのは希有のことです。集落全体を活用しながら保存することによって潤うという状況なので、そこから得た利益を地域に還元する意味から、活動の恩恵を直接被る会員(観光業に携わる人)だけが会費を納めるシステムがとられています。

## 事例⑥ 買い取りと借地の併用で大湿原を保全 NPO法人霧多布湿原トラスト

北海道東部浜中町の、国内で3番目の広さを持つ霧多布湿原を、周辺民有地を含めて保全し、全国にファンを広げています。

この湿原の比類ない景観を愛してたくさんの旅行者が訪れます。これを末永く保存するためには、湿原を取り巻く民有地を公共の財産として残すことが鍵であると考えた地元の青年たちは「霧多布湿原ファンクラブ」をつくり、湿原の一部の民有地40haを所有者から借りて、20年近く湿原を守ってきました。次第に地元だけでなく全国からの会員も増え、2000年にはNPO法人霧多布湿原トラストを設立して、周辺民有地の買い取りを目指したのです。

2008年2月現在で約350haを取得し、この他に、およそ10haを5人の所有者から借りて保全契約を結んでいます。この借地はいずれも湿原周囲の道路沿いで、湿原を彩る花々の群生地でもあり、訪れる人々に最も親しまれている場所です。所有者も皆、町内の顔見知りなので、一人ひとりと顔の見える交渉をし、「見るだけならどうぞ利用して」と言ってもらいました。お金のやりとりは問題にはなりませんでしたが、湿原の地価に基づく借地料を支払い、保全の約束を文書化して5年ごとに契約更新することにしています。

こうした土地はどれも、さしあたり改变されるという危機感はありませんが、高齢化や相続といった問題を考えると買い取れば安心なので、地主さんにも、このことを頭の隅に置いてくださいとお願いしています。

法人化で町や企業とのパートナーシップを強化し、湿原の生態と景観の修復、民有地の買い取り、環境教育という3本柱で活動するこの団体は、全国の霧多布湿原ファンを増やし、保全地と活動を公開することで、ナショナル・トラスト運動の精神を活かしています。